

# 国民健康保険のお知らせ

▶問い合わせ 国民健康保険グループ (☎051771)

## 70歳以上の国民健康保険加入者に『高齡受給者証』を送付します

70歳から74歳までの国民健康保険加入者に交付している『高齡受給者証』の有効期限は、**7月31日(月)**です。

8月1日(火)以降に使用する新しい『高齡受給者証』は、7月下旬に送付する予定です。

《70歳から74歳までの医療費の自己負担割合》

所得区分	誕生日	
	昭和19年4月1日以前の方	昭和19年4月2日以降の方
現役並み所得者	3割	3割
上記以外の方	1割	2割

## 『限度額適用認定証（標準負担額減額認定証）』の有効期限は7月31日(月)です

入院や高額な外来診療の際、『限度額適用認定証』を医療機関の窓口に表示することで、支払いが自己負担限度額までとなり、限度額を超えた負担を抑えることができます。

8月1日以降も継続して入院する、または新たに入院する予定があり、次のいずれかに該当する方は、国民健康保険グループまたは各支所で申請してください。

### ▶対象（国民健康保険加入者）

- ・70歳未満の方
- ・70歳から74歳までで住民税非課税世帯の方

### ▶手続きに必要なもの

保険証、印鑑（朱肉を使うもの）、マイナンバー（個人番号）の分かる書類、委任状（別世帯の方が申請を行う場合のみ）

- ※国民健康保険税の納税状況により交付できない場合があります。
- ※『限度額適用認定証』は、手続きを行った月の1日から有効です。
- ※**7月3日(月)から**事前申請を行っています。

◎自己負担限度額を超えて支払った医療費がある場合は、後日、国民健康保険グループからお知らせを送付しますので、ご確認ください。

◎『現役並み所得者』とは、同じ世帯の70歳から74歳までの国民健康保険加入者で、住民税の課税所得金額（総所得金額から所得控除額を引いたもの）が145万円以上を超える方がいる世帯のことです。

## 平成29年8月から、70歳以上の外来・入院時の『自己負担限度額』が変わります

《平成29年7月までの自己負担限度額（月額）》

区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% (※1)	
一般	12,000円	44,400円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円

《平成29年8月からの自己負担限度額（月額）》

区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% (※1)	
一般	14,000円 ただし、年間144,000円 (※2)	57,600円 (※1)	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円

- ※1 過去12カ月以内に限度額を超えた回数が4回以上あった場合、4回目以降の限度額は44,400円です。
- ※2 長期療養の患者に配慮し、現行の限度額1年分に相当する144,000円を年間限度額としています（基準月は8月から翌年7月までになります）。